

熊出没対応マニュアル

1. 基本方針

- ・児童の安全確保を最優先とする。
- ・熊の確認情報・目撃情報が入った場合は、迅速かつ慎重に対応する。
- ・教職員は決して熊に近づかない・追い払わない。
- ・児童の混乱やパニックを防ぎ、冷静な避難指示を徹底する。

2. 登校前の出没情報への対応

2-1. 出没情報を受けた際の判断手順

- ・校長・教頭が入手した情報の「真偽・危険度」を確認
- ・自治体・警察・地域見守り隊からの通報等、必ず二次確認を行う。
- ・以下の場合は登校見合わせ（自宅待機）
※ 学校周辺（半径500m程度）で熊を目撃
※ 熊が「移動中」で場所が特定できない

2-2. 保護者への連絡

- ・一斉メール、アプリ等で今後の対応について明確に伝える。
- ※ 登校の可否
- ※ 自宅待機場合、その理由
- ※ 次の情報の発信時間

3. 登下校時の対応

3-1. 登校時

- ・要警戒レベルの場合
→ 保護者送迎の要請
- ・安全が確認されるまで児童を校庭に出さない。
- ・行政へ連絡し巡回を依頼（直接の探索は禁止）。

3-2. 下校時

- ・出没情報が継続中の場合
→ 保護者引き渡しを依頼

4. 学校敷地内で熊を確認した場合

4-1. 初動（教職員）

- ・児童・職員は屋外活動を中断
- ・児童を静かに校舎内に誘導
- ・校舎内の施錠
- ・校内放送：「熊が敷地内に侵入しました。児童のみなさんは教室から出ないでください。」
- ・すぐに以下へ連絡
110番（警察）・自治体（環境・防災担当）・必要に応じて消防

4-2. 児童への具体的指示

- ・走らない
- ・大声を出さない
- ・興味本位で窓から覗かない
- ・教室のカーテンを閉め、安全エリアに待機する

5. 学校敷地の近くで熊を確認した場合（校外）

- ・屋外授業・休み時間・体育等は全面中止
- ・校外学習・徒歩移動を伴う活動は延期
- ・出入り口の施錠の強化
- ・地域へ巡回を依頼するが、教職員の単独行動は禁止

6. 専門機関到着後の対応

- ・警察および自治体の指示に従う
- ・捕獲作業完了の「安全確認」があるまで校舎外への移動禁止
- ・S Cとの連携による児童の安心ケアを優先（不安が強い児童への声かけ等）

7. 保護者・地域への連絡方法

- ・出没状況
- ・児童の安全確保状態
- ・下校・引き渡し方法
- ・学校の今後の方針を正確・簡潔に通知する。

※ 通知例：「本日〇時〇分、学校敷地付近に熊の目撃情報がありました。現在、児童は校舎内で安全を確保しております。保護者による迎えをお願いいたします。引き渡し場所は体育館。引き渡し時間は〇時～〇時です。ご協力よろしくお願いいたします。」

8. 事後対応（教職員用）

- ・児童の体調・心理状態を確認
- ・地域の草刈り依頼・学校周辺の環境点検
- ・避難指示や誘導、児童の安全管理等に関する反省会・改善点の洗い出し
- ・必要に応じて保護者説明会を開き保護者からの不安や意見の聞き取り

9. 児童向け安全教育

- ・熊を見たら近づかない
- ・走らない
- ・大声を出したり、石を投げたりしない
- ・熊から目を離さず、ゆっくり後ずさりする
- ・すぐに近くの大人に知らせる

10. 学校で気をつけておく平時の備え

- ・エサとなるもの（給食残飯などを外に置かない等）の管理
- ・校内の植生・樹木管理
- ・出没情報等の管理と確認
- ・保護者との情報共有の仕方